

入学資格審査

学校教育法施行規則第150条第7号の規定により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者として出願を希望する者は、本学の入学資格審査を受ける必要があるため次の実施要領を参照の上、「入学資格認定書交付申請」の手続きを行うこと。

鹿児島県立短期大学入学資格審査実施要領

学校教育法施行規則第150条第7号の規定に基づき、鹿児島県立短期大学の入学資格審査（以下「審査」という。）を次により実施する。

- 1 審査体制
審査は、個人からの申請に基づき入試委員会で行う。
- 2 審査方法
審査方法は、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるかどうかについて、次により審査する。
 - (1) 専修学校や各種学校等（以下「教育施設」という。）における学習歴や大学の科目等履修生としての単位の取得等の個人の学習歴について、履修科目、取得単位数、成績、総授業単位時間及び当該教育施設のカリキュラムを明らかにした書類等に基づいて、高等学校学習指導要領に準拠した内容であるかなどを審査する。
なお、当該教育施設を修了見込みの者については、現に履修している教科・科目及び取得見込みの単位数等を含めて審査する。
 - (2) 社会における実務経験や取得した資格について、その経験や資格が高等学校を卒業した者と同等以上の学力であると客観的に認められる書類により審査する。
- 3 申請期間

選 抜 区 分	区 分	申 請 期 間
一 般 選 抜	本学の個別の入学資格審査により入学資格の認定を受けようとする者	令和4年9月2日必着
	他大学において入学資格の認定を受け、令和5年度大学入学選抜に係る大学入学共通テストに出願し受理された者	令和5年1月6日必着
	特別推薦型選抜、社会人選抜	令和4年10月14日必着
	私費外国人留学生選抜	令和4年10月14日必着
	有職者特別選抜	令和5年1月27日必着

※ 申請書類は、持参又は書留速達郵便により送付すること。

- 4 申請書類
申請書類は次のとおりとし、申請内容に応じて必要な書類を送付すること。
 - (1) 鹿児島県立短期大学入学資格認定書交付申請書（別添様式）
 - (2) 教育施設の成績証明書又は高等学校の調査書に準ずる書類
 - (3) 教育施設で現に履修している教科・科目及び取得見込単位証明書（修了見込み）
 - (4) 大学における科目履修単位取得証明書（該当者のみ）
 - (5) 教育施設の修了証明書又は修了見込証明書
 - (6) 教育施設の規則等（卒業要件の明記されているもの）
 - (7) 教育施設のカリキュラム（修業年限、授業教科・科目、単位数、総授業単位時間数等）を明示した書類
 - (8) 入学年度4月1日現在で18歳に達していることを証明する書類（成績証明書に生年月日の記載のある場合は不要）
 - (9) 社会における実務経験や取得資格が高等学校を卒業した者と同等以上の学力であると認められる客観的な証明書等（2の(2)による申請に必要）
 - (10) 返信用封筒（長形3号、694円切手貼付（簡易書留速達）、申請者の宛名を記入したもの）
- 5 申請書の送付先・問い合わせ先
〒890-0005 鹿児島市下伊敷一丁目52番1号
鹿児島県立短期大学学生部教務課 TEL099-220-1112（内線135番）
- 6 審査結果の通知及び認定書の交付
申請者には審査結果を速やかに通知するものとし、入学資格を認めた者には入学資格認定書を交付する。
入学選抜試験の出願時に、この入学資格認定書の写しを添付すること。

入学資格認定書交付申請書

令和 年 月 日

鹿児島県立短期大学長 殿

申請者

ふりがな

氏名

生年月日 年 月 日 (歳)

現住所

電話番号

令和5年度鹿児島県立短期大学入学者選抜試験に出願したいので、鹿児島県立短期大学入学資格審査実施要領に基づき、入学資格審査について必要書類を添えて申請します。

キ
リ
ト
リ
線